

【2013年10月2日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第37号 ■

目次

【トピックス】

1. 安全・有利・手軽な国の退職金制度を活用しませんか？
2. 「個別労働紛争処理制度」周知月間のお知らせ
3. 「平成25年版厚生労働白書」を公表しました

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆平成25年度高齢者雇用開発フォーラム開催のご案内
- ◆「企業経営とポジティブ・アクションを考えるフォーラム」を開催します
～10/30（水）に女性就業支援センター（東京都港区）で開催～
- ◆仕事と介護の両立支援について、考えてみませんか？
～「仕事と介護の両立支援研修」を各地で無料開催～
- ◆現在の雇用失業情勢

【トピックス1】安全・有利・手軽な国の退職金制度を活用しませんか？

「中小企業退職金共済制度」をご存知ですか。

これは、自力では退職金制度を設けることが難しい中小・零細企業のために作られた国の制度です。この制度には、主に常用雇用する従業員が対象の「（一般の）中小企業退職金共済制度」と、建設業、清酒製造業、林業の期間雇用者が対象の「特定業種退職金共済制度」があります。

退職金制度を取り入れることで、従業員に将来への安心感を与え、仕事への意欲をもたらすことが期待できます。

企業の魅力を高め、優秀な人材を獲得するために「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか。

<制度のメリット>

- 国の制度なので、退職金の支払いが確実
- 掛金は、損金または必要経費として全額非課税

- 掛金の一部を国が助成
- 加入手続・掛金の管理も安全で手間いらず
- パートタイマーの方の加入も可能

〔問い合わせ先電話番号〕

- ・ 中小企業退職金共済事業本部 03(6907)1234
- ・ 建設業退職金共済事業本部 03(6731)2831
- ・ 清酒製造業退職金共済事業本部 03(6731)2887
- ・ 林業退職金共済事業本部 03(6731)2887

■（一般の）中小企業退職金共済制度

加入できる企業：常用従業員数 300 人以下（※1）、または資本金・出資金
3 億円以下の企業（※2）

（※1）卸売業、サービス業は 100 人以下、小売業は 50 人以下

（※2）卸売業 1 億円以下、サービス業・小売業 5,000 万円以下

掛金：従業員ごとに、月額 5,000 円から 30,000 円の範囲で設定

（パートタイマーの方は 2,000 円から 4,000 円の特例掛金月額も選択可）

【詳しくはこちら（中小企業退職金共済事業本部ホームページ）】

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/mikanyuu/index.html>

○無料制度説明会を開催しています

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/soudan/soudan02.html>

○加入してよかった！喜びの声

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/service/service04.html>

■特定業種退職金共済制度

加入できる事業主：建設業、清酒製造業、林業を営む事業主

掛金：従業員ごとに、建設業：1日 310 円、清酒製造業：1日 300 円、

林業：1日 460 円

【詳しくはこちら】

・建設業の方（建設業退職金共済事業本部ホームページ）

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

○加入してよかった！喜びの声

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/seido09.html>

・清酒製造業の方（清酒製造業退職金共済事業本部ホームページ）

<http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

・林業の方（林業退職金共済事業本部ホームページ）

<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【トピックス2】「個別労働紛争処理制度」周知月間のお知らせ

中央労働委員会と都道府県労働委員会では、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、職場で起きた労使間の紛争解決に向けた取組を強化しています。

「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に起きたトラブルについて、労働問題の専門家である「あっせん員」が、公正・中立な立場で解決に向けて支援するものです。

○「個別労働紛争処理制度」の特色

労働者・事業主どちらも無料で利用可能です。秘密厳守で相談に応じます。

[中立・公正] 公益側（弁護士など）、労働者側（労働組合役員など）、使用者側（会社経営者など）を代表する、労働問題の専門家である「あっせん員」がトラブル解決のサポートに当たります。

[簡単手続き] 労働委員会にあっせんの申請書を提出するだけです。

※都道府県により、手続きは異なります。

[迅速処理] 処理に要した期間は、1カ月以内が54.2%、2カ月以内が90.4%
(平成24年度実績)

月間中は、都道府県労働委員会による労働相談会を行っています。

企業の人事労務担当、労働組合の役職員の方など、多くの皆さまの参加をお待ちしています。

【報道発表資料（中央労働委員会）】

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/houdou/kobetsu/h250920-1.html>

【問い合わせ先】

（都道府県労働委員会）

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html>

(中央労働委員会)

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/>

【トピックス3】「平成25年版厚生労働白書」を公表しました

9月10日、「平成25年版厚生労働白書」（「平成24年度厚生労働行政年次報告」）

を公表しました。

「厚生労働白書」は、厚生労働行政の現状や今後の見通しなどを、広く国民に伝えることを目的に毎年とりまとめており、平成25年版は昭和31（1956）年の「厚生労働白書」発刊から数えて56冊目となります。

厚生労働白書は2部構成となっています。

毎年テーマを決めて執筆する第1部では、「若者の意識を探る」と題し、現在の若者の意識について、結婚、出産・子育て、仕事といったライフイベントに焦点を当てて分析を行っています。

また、第2部「現下の政策課題への対応」では、子育て、雇用、医療・介護、年金など、厚生労働行政の各分野における最近の施策をまとめています。

この白書は、下記リンク先からダウンロードできるほか、全国の政府刊行物サービス・センター、書店などで購入できます。

【平成25年版厚生労働白書】

http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000021638.html>

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 平成25年度高齢者雇用開発フォーラム開催のご案内 ▲△

厚生労働省では、高齢者雇用の重要性についての啓発と、高齢者が能力を十

分に発揮し、いきいきと働ける職場づくりの推進を目的として、「高年齢者雇用開発フォーラム」を毎年開催しています。今年は、10月4日（金）に「イイノホール」（東京都千代田区）で開催します。（参加無料）

当日は、高齢者の職場環境の改善を行った企業の表彰を行うほか、慶應義塾大学商学部教授 樋口美雄氏による記念講演などを行います。

また、高年齢者雇用について先進的な取り組みを行っている企業の事例発表や、雇用・就業相談コーナーの開設なども予定しています。開催間近でのご案内となつてしまいましたが、皆さまの参加をお待ちしています。

■日時：平成25年10月4日（金）10:00～16:30

■会場：イイノホール（東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル4F）

【厚生労働大臣表彰受賞企業】

* 最優秀賞（1社）

大和ライフネクスト株式会社（東京都港区、総合不動産管理業）

* 優秀賞（2社）

株式会社小島製作所（千葉県柏市、建設機械部品製造業）

太平紙器株式会社（愛媛県四国中央市、紙加工品製造業）

* 特別賞（3社）

社会福祉法人順明会（愛知県豊川市、社会福祉・介護事業）

新有馬開発株式会社（兵庫県三田市、ゴルフ場経営）

株式会社雲仙きのこ本舗（長崎県南島原市、きのこ栽培及び販売等）

詳しい内容は、下記をご覧ください。

【フォーラム詳細】

http://www.jeed.or.jp/activity/education/contest_h25.html

【申込方法】

当日、会場に直接お越しください。事前の申し込みは不要です。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000024008.html>

〈参考〉

高年齢者を雇用するための環境整備などを行った事業主には支援制度がありますので、
ご活用ください。

[高年齢者雇用安定助成金]

- ・高年齢者活用促進コース

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/koune
nrei_katsuyou.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/koune
nrei_katsuyou.html)

- ・高年齢者労働移動支援コース

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/koune
nrei_idou.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/koune
nrei_idou.html)

▽▼「企業経営とポジティブ・アクションを考えるフォーラム」を開催します
～10/30（水）に女性就業支援センター（東京都港区）で開催～ ▲△

厚生労働省では、企業における女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組

（ポジティブ・アクション）を推進するため、「企業経営とポジティブ・アクションを考

えるフォーラム」を10月30日（水）に開催します。（入場無料）

フォーラムでは、ポジティブ・アクションや仕事と育児・介護との両立支援について

他の企業の模範となる積極的な取組を推進している企業を表彰する「均等・両立推進企

業表彰」の表彰式を行うとともに、企業で活躍する女性役職者が、女性が活躍できる職

場環境の整備のあり方などについて講演を行います。

多くの皆さまの参加をお待ちしています。

■日時：10月30日（水）10:00～12:00

■会場：女性就業支援センター（東京都港区芝5-35-3）

■プログラム：

10:00～10:20 第1部

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」厚生労働大臣賞表彰式

10:20～12:00 第2部

企業経営とポジティブ・アクションを考えるフォーラム

講演「女性役員の仕事術」

株式会社高島屋 専務取締役 肥塚見春氏

日本たばこ産業株式会社 執行役員CSR担当 永田亮子氏

【申込先（厚生労働省）】

氏名、フリガナ、会社名、役職、住所、電話番号、EメールまたはFAX番号を明記の上、

下記のどちらかの方法でお申込みください。

Eメール：KJKOYO@mhlw.go.jp

FAX : 03(3502)6762

【問い合わせ先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課 均等業務指導室指導係

電話：03(5253)1111（内線7842）

▽▼ 仕事と介護の両立支援について、考えてみませんか？
～「仕事と介護の両立支援研修」を各地で無料開催～ ▲△

厚生労働省では、「仕事と介護の両立支援事業」の一環として、企業の経営層や人事労務担当者を主な受講対象とした「仕事と介護の両立支援研修」を開催します。

この研修では、従業員が仕事と介護を両立しながら働き続けられるようにするために、企業が取り組むべきことを先進企業の事例などを基に、実践的アイデアとして提案します。また、グループディスカッションなどを通して、互いの経験や知見を共有します。皆さまの参加をお待ちしています。

◆対象：企業の経営層、人事労務担当者

◆開催予定（各回とも内容は同じ）：

[札幌] 10月15日(火) 北農健保会館
(1) 13:00～15:15 (2) 16:00～18:15

[東京] 10月8日(火) みずほ情報総研名古屋ビル
(1) 10:00～12:15 (2) 14:00～16:15

[名古屋] 10月29日(火) 栄ガスビル
(1) 10:00～12:15 (2) 14:00～16:15

[神戸] 10月28日(月) 三宮研修センター
(1) 13:00~15:15 (2) 15:45~18:00

[福岡] 11月5日(火) リファレンス駅東ビル
(1) 13:00~15:15 (2) 16:00~18:15

- ◆定員：各回 30 名
- ◆費用：無料
- ◆実施主体：みずほ情報総研株式会社

【詳細、申込みはこちら】

<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2013/ryouritsu.html>



現在の雇用失業情勢



10月1日に公表された8月の完全失業率は前月より0.3ポイント悪化し、4.1%、有効

求人倍率は前月より0.01ポイント改善し、0.95倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201308.pdf>

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000023966.html>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-